



「納税地」について理解する

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ	
①法人の種類と法人税の取扱い	
②事業年度の区切りとは	
③「納税地」について理解する	
④税率と税額の関係	
⑤申告と納税をどう行なうか	
⑥連絡納税とは何か	

「納税地」とは、確定申告書の提出や、各種の届出、申請、納付等の税務手続きを行なう場所のこと

とをいいます。

法人税法上の納税地の取扱いは

図表1のとおりとなっています。

「内国法人」とは、国内に本店

または主たる事務所を有する法

人、「外国法人」とは、内国法人

以外の法人のことです。

内国法人の「本店の所在地」は、

一般的に登記簿に記載されている

本店所在地となります。

たとえば、全国チーンのラーメン店を経営する会社の本社が、

東京都港区虎ノ門にあつた場合、

全国各地に店舗があつたとしても

法人税の「納税地」は東京都港区虎ノ門（所轄は芝税務署）です。

この場合、法人税の申告書や届出書は芝税務署長にのみ提出し、全

するところとなります。

たとえば3月決算の会社が納税

地の異動をした場合、申告書の提

出先は図表2のようになります。

恒久的施設があれば

外国法人も納税

定めがある場合は租税条約が優先されます。

なお、下記の代理人であつても

独立代理人（外国法人から独立し

ている等）は、代理人PEから除外されます。

① 外国法人の国内にある支店等（支店等PE）

外国法人が日本国内で事業活動を行なう支店等の拠点です。支店等PEの範囲は次のとおりです。

① 支店、出張所その他の事業所

（支店等PE）

もしくは事務所、工場または倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る）

② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

③ その他事業を行なう一定の場所で①や②に準ずるもの（事業活動の拠点としているホテルの一室等）

なお、資産の購入業務や資産の保管その他補助的な活動にのみ使用する一定の場所は恒久的施設に含まれません。

② 外国法人の国内にある建設作業場（建設PE）

外国法人が日本国内で建設作業等を行なう場所や建設作業等での次の範囲をいいます。

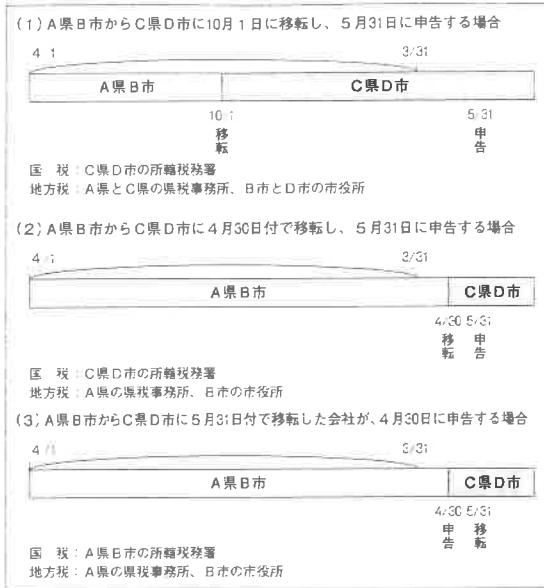
① 建設等に要する期間がすでに1年を超えて行なつてある実績のあるもの

② 建設等に要する期間が1年を超えることが契約等で明らかなるもの

③ 一の契約による建設等に要する期間が1年以下であつても、これに引き続いて他の契約による建設等に要する期間を通算するると1年を超えることになるもの

④ 外国法人が国内に置く代理人

図表2 納税地の異動と申告書の提出先



全国各地の税務署に申告書を提出することはできません（ただし、法人住民税や法人事業税等の地方税の申告書は店舗がある県税事務所や市役所等にも提出します）。

登記されていないマンション管理組合やPTAといった「人格のない社団等」の場合は、定款等に定めた所在地や事業上の本拠地が「本店の所在地」となります。

なお、前記の納税地が事業活動の実態からみて不適当（たとえば登記上の本店所在地に活動拠点がまったくない）と判断された場合は、国税局長や国税庁長官が納税地を指定することができます。

会社が移転したときの

本店事務所を移転する等、納税地に異動があった際は、異動後速

りました。

納税地を移転した会社が確定申告書を提出する場合は「申告時点」の納税地の所轄税務署長への提出は不要となりました。

一方で、法人住民税や法人事業税は所轄税務署となります。一方で、法人住民税や法人事業税は事業年度中に事務所等があつた県税事務所や市役所等に申告

区分		納税地
内国法人		本店又は主たる事務所の所在地
外国法人	国内に支店等の恒久的施設を有する外国法人	その支店等の所在地（支店等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）
	国内にある不動産の貸付け等による対価を受けるもの	その資産の所在地（資産が2以上ある場合には、主たる資産の所在地）
国内に支店等の恒久的施設を有しない外国人	国内に支店等の恒久的施設を有する外国人	(1)上記の該当法人だった場合は、その時の納税地 (2)外国法人が申告等をするに当たって選択した場所 (3)上記以外の場合は麹町税務署管轄区域内の場所
	その他の外国法人	